

確認申請書 記入上の留意点（令和7年4月1日）

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A 4）

朱書き部分
一般的な2階建木造住宅の例

確認申請書（建築物）

（第一面）

県（土木事務所）への申請の場合 → 「石川県建築主事」
指定確認検査機関への申請の場合 → 指定確認検査機関の名称

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

石川県建築主事

様

提出日を記入

年 月 日

申請者氏名

原則、建築主を記入
複数の場合、全員の氏名を記入

設計者氏名

代表となる設計者を記入

※手数料欄

※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

建築主が複数いる場合 → 連名で記入、又は、別紙を添付

【2. 代理人】

委任状を添付

【イ. 資格】

() 建築士

() 登録第

号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】

() 建築士事務所

() 知事登録第

号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【3. 設計者】

設計図書を作成した人の氏名を記入

(代表となる設計者)

【イ. 資格】

() 建築士

() 登録第

号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】

() 建築士事務所

() 知事登録第

号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

全ての設計図書

(その他の設計者)

【イ. 資格】

() 建築士

() 登録第

号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】

() 建築士事務所

() 知事登録第

号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

設計者が1人の場合 → 全ての設計図書

設計者が複数の場合 → 全ての設計図書、
意匠図一式、設備図一式、
構造図一式 など

【イ. 資格】

() 建築士

() 登録第

号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】

() 建築士事務所

() 知事登録第

号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】

() 建築士

() 登録第

号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】

() 建築士事務所

() 知事登録第

号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第

建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第

建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第

号

構造設計一級建築士の関与が必要な建築物

・法第20条第1項第一号、第二号の建築物

例) 高さ60m超の建築物

高さ60m以下で下記に該当する建築物

[木造] 階数4以上または高さ16m超

[鉄骨造] 階数4以上または高さ16m超

[RC造] 高さ20m超 など

号

設備設計一級建築士の関与が必要な建築物

・階数3以上かつ延べ面積5,000m超

号

号

号

号

号

号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

建築設備士に意見を聴いた場合に記入

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】
【ロ. 勤務先】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 所在地】
【ホ. 電話番号】
【ヘ. 登録番号】
【ト. 意見を聴いた設計図書】

工事監理者が複数いる場合、すべての人を記入
申請時に工事監理者が未定の場合「未定」と記入し、
工事着手日までに「工事監理者届」を提出

【5. 工事監理者】
(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】 **全ての設計図書**

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

工事監理者が1人の場合 → 全ての設計図書
工事監理者が複数の場合 → 全ての設計図書、
意匠図一式、設備図一式、
構造図一式 など

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】
【ロ. 営業所名】 建設業の許可() 第 号

【ハ. 郵便番号】
【ニ. 所在地】
【ホ. 電話番号】

申請時に工事施工者が未定の場合「未定」と記入し、
工事着手日までに「工事施工者届」を提出

【7. 構造計算適合性判定の申請】

申請済 ()

未申請 ()

申請不要

提出（予定）の判定機関等の名称及び所在地を記入
例) ○○住宅センター (○○県○○市)

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

提出済 ()

未提出 ()

提出不要 (仕様基準 (第1号イに該当))

【9. 備考】

○○邸

提出不要の理由を記載（次のいずれかを記載）

- ・仕様基準 (第1号イに該当) ※1
- ・誘導仕様基準 (第1号ロに該当) ※1
- ・設計住宅性能評価 (第2号に該当) ※2
- ・長期優良住宅の認定 (第3号に該当) ※2
- ・長期使用構造等の確認を受けた住宅 (第3号に該当) ※2
- ・平屋かつ200m²以下の場合は「未記入」

※1：仕様基準・誘導仕様基準の場合は「省エネ審査の手数料」が必要

※2：評価書等を提出予定の場合は「宣言書」を添付

建築物の名称または工事名を記入
(確認済証に記載されます)

建築物及びその敷地に関する事項		第三面は、敷地単位で作成 住居表示が定まっている場合のみ記入 (第三面)
【1. 地名地番】 ○○市○○町○○番地		該当する区域にチェック ・特に「市街化区域」と「区域区分非設定」の区分に注意
【2. 住居表示】		
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】		<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画区域内 (□市街化区域 □市街化調整区域 <input checked="" type="checkbox"/> 区域区分非設定) □準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外
【4. 防火地域】 □防火地域 □準防火地域 <input checked="" type="checkbox"/> 指定なし		
【5. その他の区域、地域、地区又は街区】		
【6. 道路】		道路が複数ある場合は、最大の幅員（2m以上の接道必要）を記入 【イ. 幅員】 6.000m 【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 11.000m
【7. 敷地面積】		【イ. 敷地面積】 (1) (165.00m ²) (2) () 【ロ. 用途地域等】 (指定なし) 「用途地域による容積率」「前面道路の幅員による容積率」のうち、最小の値を記入（住居系で道路幅員5m未満の場合は注意）
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】		(200%)()()()()
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】		(60%)()()()
【ホ. 敷地面積の合計】		(1) 165.00m ² (2)
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】		200%
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】		60%
【チ. 備考】		角地等で建蔽率の緩和する場合、「角地緩和」と記載（配置図に根拠記載）
【8. 主要用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅		
【9. 工事種別】 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替		
【10. 建築面積】		(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
【イ. 建築物全体】		(71.21m ²)() 小数点以下第3位を切り捨て第2位まで記入
【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】		(71.21m ²)()()(71.21m ²)()
【ハ. 建蔽率】		43.16%
【11. 延べ面積】		(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
【イ. 建築物全体】		(122.21m ²)() 小数点以下第3位を切り上げ第2位まで記入
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】		()()()()()
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】		()()()()()
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】		()()()()()
【ホ. 認定機械室等の部分】		()()()()()
【ヘ. 自動車車庫等の部分】		()()()()()
【ト. 備蓄倉庫の部分】		()()()()()
【チ. 蓄電池の設置部分】		()()()()()
【リ. 自家発電設備の設置部分】		()()()()()
【ヌ. 貯水槽の設置部分】		()()()()()

【ル. 宅配ボックスの設置部分】	() () () ()	
【ヲ. その他の不算入部分】	() () ()	
【ワ. 住宅の部分】	(122.21m ²) () (122.21m ²)	
【カ. 老人ホーム等の部分】	() () ()	
【エ. 延べ面積】	122.21m ²	
【タ. 容積率】	74.07%	
小数点以下第3位を切り上げ第2位まで記入		
【12. 建築物の数】	1	
【イ. 申請に係る建築物の数】	1	10m ² 以下の建築物は、申請棟数に含めない (建築面積、延べ面積には算入)
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】	0	
【13. 建築物の高さ等】	(申請に係る建築物)(他の建築物)	
【イ. 最高の高さ】	(8.110m) ()	立面図や断面図の寸法を記入 (平均地盤面からの高さ)
【ロ. 階数】	地上(2) ()	
	地下(0) ()	
【ハ. 構造】	木造	一部 造
【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
【ホ. 適用があるときは、特例の区分】	<input type="checkbox"/> 道路高さ制限不適用 <input type="checkbox"/> 隣地高さ制限不適用 <input type="checkbox"/> 北側高さ制限不適用	
【14. 許可・認定等】	都市計画法第29条(開発許可) 石川県指令〇〇土第〇〇号 令和〇年〇月〇日	
法や令第9条に基づく許可等を受けた場合、 根拠法令、条項、許可等番号・年月日を記入 許可証等の写しを添付		
【15. 工事着手予定年月日】	令和〇年〇月〇日	
【16. 工事完了予定年月日】	令和〇年〇月〇日	確認済証が発行される日以降を記入
【17. 特定工事終了予定年月日】	(特定工程)	
(第 回)	年 月 日 ()	
(第 回)	年 月 日 ()	
(第 回)	年 月 日 ()	中間検査が必要な場合(分譲住宅等)に記入
【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】		
【イ. 適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	経過措置の適用の「有」「無」にチェック(R8.3.31まで)
【ロ. 適用があるときは、その区分】	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項	
<input type="checkbox"/> その他	「柱の小径と壁量計算」の経過措置を受ける場合にチェック	
【19. その他必要な事項】		
【20. 備考】		
既存不適格の事項がある場合に記入		
10m ² 以内の建築物(納屋等)がある場合 用途、構造、階数、建築面積、延べ面積を記入		
計画変更の場合、変更の概要を記入		

建築物別概要		(第四面)	第四面は、棟ごとに作成 延べ面積が10m ² 以内の場合、不要
【1. 番号】	1	棟ごとに作成（1棟の場合「1」）	
【2. 用途】	(区分 08010) 一戸建ての住宅 (区分) (区分) (区分) (区分)	1棟に複数の用途がある場合、それぞれの用途を記入	
【3. 工事種別】			
<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替			
【4. 構造】	木 造	一部	造
【5. 主要構造部】			
<input type="checkbox"/> 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合） <input type="checkbox"/> 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合） 建築物の一部を強化防火区画した「損傷を許容する主要構造部」がある耐火構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造 耐火性能検証法による耐火構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－1） <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－2） <input checked="" type="checkbox"/> その他			
一般的な木造戸建て住宅の場合、チェック			
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】			
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造 大規模建築物（法第21条第1項）で、主要構造部の性能を確保するもの <input type="checkbox"/> 建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する建築物 大規模建築物（法第21条第1項）で、建築物の周囲に延焼防止上有効な空地を有するもの <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造 大規模建築物（法第21条第2項）で、壁等の性能を確保するもの <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造 法第27条の適用で、主要構造部を準耐火構造とするもの <input type="checkbox"/> その他 法第21条、第27条の適用を受けるが、上記以外のもの <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない			
【7. 建築基準法第61条の規定の適用】			
<input type="checkbox"/> 耐火建築物 (令第136条の2 第1項第一号イ) <input type="checkbox"/> 延焼防止建築物 (令第136条の2 第1項第一号ロ) <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 (令第136条の2 第1項第二号イ) <input type="checkbox"/> 準延焼防止建築物 (令第136条の2 第1項第二号ロ) <input type="checkbox"/> その他 法第61条（防火地域、準防火地域）の適用を受けるが、上記以外のもの			
✓建築基準法第61条の規定の適用を受けない 防火・準防火地域以外の場合、チェック			
【8. 階数】			
【イ. 地階を除く階数】	2		
【ロ. 地階の階数】	0		
【ハ. 昇降機塔等の階の数】	0		
【ニ. 地階の倉庫等の階の数】	0		
【9. 高さ】			

【イ. 最高の高さ】

8.110m

【ロ. 最高の軒の高さ】

6.400m

立面図や断面図の寸法を記入

【10. 建築設備の種類】

電気設備、給排水衛生設備、換気設備

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 有 無

【ロ. 適用があるときは、特例の区分】

一般的な木造戸建て住宅の場合「無」にチェック

建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる確認審査又は同法第18条第5項第1号に掲げる審査

建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査又は同法第18条第5項第2号に掲げる審査

(構造設計を行った構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士)

(1) 氏名

(2) 資格 構造設計一級建築士交付第 号

2階建ての場合、「無」にチェック

【ハ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無

【ニ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

【ホ. 認定型式の認定番号】

第 号
第 号
号

【ヘ. 適合する一連の規定の区分】

平屋建(200m²以下)で建築士が設計した場合
「有」にチェック
区分は「3号」防火・準防火地域以外の住宅等
「4号」上記以外(車庫、物置等)

建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ト. 認証型式部材等認証番号】

【12. 床面積】

(申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 階別】 (2階) (52.99m²) () (52.99m²)

(1階) (69.22m²) () (69.22m²)

() () () ()

() () () ()

() () () ()

() () () ()

【ロ. 合計】 (122.21m²) () () (122.21m²)

最上階から順に記入
各階の床面積は、第五面の床面積と一致

【13. 屋根】 粘土瓦

【14. 外壁】 窯業系サイディング(厚18)

【15. 軒裏】 繊維混入ケイ酸カルシウム板(厚11.5) E P

【16. 居室の床の高さ】 640mm

最下階の居室の床が木造の場合に記入

【17. 便所の種類】 水洗(公共下水道)

【18. その他必要な事項】 住宅用火災警報器

【19. 備考】

住宅用火災警報器を記入

- ・直通階段(令第121条の2)で屋外に設けるものが木造の場合、その旨を記入
- ・燃えしろ設計を用いたものは、その旨を記入
- ・建築物の2以上の部分が火熱遮断壁等(令第109条の8)で区画されている場合、その旨を記入
- ・計画変更の場合、変更の概要を記入

第五面は、階ごとに作成

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1	第四面と同じ番号を記入（1棟の場合「1」）
【2. 階】	1階	木造の場合、最小の柱の断面寸法を記入
【3. 柱の小径】	120mm	木造の場合、断面図等の寸法を記入
【4. 横架材間の垂直距離】	2.840m	立面図や断面図の寸法を記入
【5. 階の高さ】	2.900m	最上階は未記入（2階建の2階部分など）
【6. 天井】		各階で最も低い居室の天井高さを記入
【イ. 居室の天井の高さ】	2.400m	
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	特定天井の有無をチェック
【7. 用途別床面積】		
（用途の区分 【イ.】 (08010) 【ロ.】 () 【ハ.】 () 【ニ.】 () 【ホ.】 () 【ヘ.】 ()	（具体的な用途の名称) (一戸建ての住宅) () () () () ()	（床面積 69.22m ²) () () () () ()
【8. その他必要な事項】	階で複数の用途がある場合は、それぞれの用途ごとに分けて記入	
【9. 備考】	計画変更の場合、変更の概要を記入	

「2階」も作成必要

第六面は、構造上の棟ごとに作成

(第六面)

建築物独立部分別概要

【1. 番号】 1 1棟の場合「1」のみ記入し、2~8は記入不要

【2. 延べ面積】

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】 地上() 地下()

【ニ. 構造】 一部 造

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

- 特定構造計算基準
- 特定増改築構造計算基準

構造計算を行った場合のみ記入

【5. 構造計算の区分】

- 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従つた構造計算 時刻歴応答解析（大臣認定）
- 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算 保有水平耐力計算（ルート3）
- 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算 限界耐力計算
- 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算 許容応力度等計算（ルート2）
- 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算 許容応力度計算（ルート1）

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

- 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム
(大臣認定番号)
- その他のプログラム

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

()

【8. 備考】

既存不適格（構造耐力）の適用がある場合に、該当する号を記入
[延べ面積の1/2超の増改築]

- ・構造上一体の場合 「一号イ」
- ・構造上分離（Exp. j）の場合 「一号ロ」

[延べ面積の1/20超、1/2以下の増築]

- ・構造計算又は木造壁量計算による場合 「二号イ」
- ・基礎補強による場合 「二号ロ」
- ・一号の基準に適合する場合 「二号ハ」

[延べ面積の1/20以下かつ50m²以下の増築]

- ・既存に構造上危険が増大しない場合 「三号イ」
- ・一号又は二号の基準に適合する場合 「三号ロ」